「伊丹市まちづくり基本条例」の見直し検討に関する市民アンケート

かたません。 しまた では、 市民の提覧を受けて、 力強い市民自治のまちを自指し、 平成15(2003) 年に「伊丹市まちづくり基本条例(以下、「まちづくり基本条例」)」を制定しました。(「まちづくり基本条例」の詳細は別紙の条例をご覧ください)

「まちづくり基本条例」には、<u>「**まちづくりのルール」**が書</u>かれており、3つのキーワードとして、**「参画」、「協働」、「熟議」**があります。

まちづくりに関わる人が、対等な立場で色々なが考えを出し合い、それぞれの役割を集たすことを通じて、まちの人間土の豊かなつながりが広がっていき、みんながまちづくりの基本的なことを知り、みんなでつくるまちを実現していくことが「まちづくり基本条例」がめざす伊育市のまちの姿です。

「まちづくり基本条例」は、4 学以内ごとに覚査しを行うこととしており、条例が制定されてから5 回首の覚査し検討を令和3 年度に実施いたします。このアンケートは覚査し検討時の参考資料として活用いたしますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 「まちづくり基本条例」の認知度



平成15(2003)年に制定され、これまで4回の見直し検討を実施してまいりました「まちづくり基本条例」について、お聞きします。

問1.「まちづくり基本条例」をご存知ですか。 あてはまるもの<u>1つに</u> ○をつけてください。

- 1 内容をよく知っている
- 2. 読んだことはある
- 3. 読んだことはないが、名称を見聞きしたことはある
- 4 今回はじめて知った



なう例の普及・啓発を行うために市民と市で構成された「まちづくり基本条例の普及・で内容が検討され、作成された啓発用のパンフレットです。 このパンフレットのイラストは、兵庫県立伊丹北高等学校美術部の皆さんが描いてくださいました。

間2.「まちづくり基本条例」の内容で知っているものはどれですか。 あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

- 1. 熟議
- 2. コミュニティ
- 3 地域自治組織
- 4 対話の場
- 5. 総合計画
- 6. 行政評価
- 7 まちづくり出前講座(学習の機会の提供)
- 8 市民まちづくりプラザ (学習の機会の提供)
- 9. 伊丹市参画協働推進委員会
- 10. その他 くまいてき く 具体的に:

- 「参画」の推進 ① -



「まちづくり基本条例」において重要なことの I つ首に、「参画」があります。

まんが、 参画とは、**市民が市政に企画・立案段階から関わる** ことをいいます。





ヒラgは、今皆さんがお答えいただいているこの<u>アンケ</u> ートも市政への参画のIつなんですね。

アンケート以外にも、伊丹市には皆さんが市政にませた。 とまず しょう かん かん できない できない 参画するための様々な仕組みがあります。



- 間3.あなたが知っている「市政に参画する仕組み」はどれですか。あ てはまるものすべてに〇をつけてください。
- 1 審議会等の市民公募委員
- 2. パブリックコメント
- 3. 市民会議や意見交換会など、自由に意見が言える場
- 4 市の実施するアンケートや市民意識調査など
- 5 知っている仕組みはない
- 間4. あなたが「市政に参画することができる仕組み」はどれですか。 あてはまるものすべてに〇をつけてください。
- 1 審議会等の市民公募委員
- 2. パブリックコメント
- 3 市民会議や意見交換会など、自由に意見が言える場
- 4. 市ホームページや LINE、Facebook、Twitter などの SNS(※)等を 活用した電子媒体での意見の提出など
- 5 市の実施するアンケートや市民意識調査など
- 6. その他 くたいてき (具体的に:
- ※…SNS とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(**S**ocial <u>N</u>etworking **S**ervice)の略称で、インターネット上での情報発信手法の1つです。









- 間5. 間4の選択肢にある仕組みを活用し、市政に参画したいと思いますか。あてはまるもの1つに〇をつけてください。
- 1. 既に参画している
- 2. 積極的に参画したい
- 3. 機会があれば参画したい
- 4. 参画したいが 難 しい
- 5 参画したいとは思わない

1~3を選択された芳は、 筒7にお蓮みください。

 $4\sim5$ を選択された芳は、 間6にお2はみください。

- 間 6. 間 5 で「4.参画したいが、難しい」、「5.参画したいとは思わない」を選択された方にお聞きします。その理由について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。
- 1. 仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから
- 2 体力や健康に自信がないから
- 3. 市政の内容がよく分からないから
- 4. 地域に知り合いがいないからまたは誘われないから
- 5. 責任が重くて大変そうだから
- 6. 人間関係が負担に感じるから
- 7. 参画の方法が分からないから
- 8. 関心や興味が持てないから
- 9. その他 (具体的に:

- 「参画」の推進 ②



参覧を推進するためには、市民に対して市から 一方的に情報を発信するだけではなく、市民と市に よる「情報の共有」が大切です。

- 問7. 伊丹市での情報の共有は進んでいると思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。
- 1. とても進んでいると思う
- 2. 糞んでいると思う
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり進んでいるとは思わない
- 5 進んでいるとは思わない
- 問8. あなたが「市民と市が情報を共有できると思う方法」はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。
- 1. まちづくり出前講座や各課が実施する講座・イベントなど
- 2. トホームページや LINE、Facebook、Twitter などの SNS等の電子 媒体の活用など
- 3. コミュニティ掲示板や回覧板など、自治会等を通した情報提供
- 4. パブリックコメント制度の活用
- 5 市民会議や意見交換会など、自由に意見が言える場
- 6 市の実施するアンケートや市民意識調査など
- 7. その他 (具体的に:



- 「市民活動」の推進 ① -



「市民活動」には、各地域ごとに指行っているお祭りやもちつき大会など自治会などが実施する「地縁型の活動」と、地域を限定せず、荷らかのテーマに沿って活動される「テーマ型の活動」があります。

自治会などが実施するお祭りやもちつき大会など も、**市民活動のIつ**といえます。

管さんは地域の行事やイベントなどの市民活動に 運営者の一賞として参加したことはありますか?





これらの市民活動は地域自治組織や自治会をはじめ、NPO法人など様々な主体により実施されています。

このような市民活動に運営者の一員として参加することも 参画につながる第一歩といえます。



- 間9.あなたが知っている市民活動はどれですか。あてはまるもの<u>す</u> べてに〇をつけてください。
- 1. 学校、地域の子育て支援に関する活動 (PTA活動、子ども会、子育てサークル活動など)
- 2. 生涯学習に対しまう かん かっとう 2. 生涯学習に対する活動 (土曜学習、各種趣味・サークル活動など)
- 3. 福祉、健康、医療に関する活動 (こども食堂、地域ふれ愛福祉サロンなど)
- 4. 文化、芸術、スポーツに関する活動 (スポーツクラブ 21、各種文化・スポーツ啓発活動など)
- 5 環境保全、美化に関する活動 (地域清掃活動など)
- 6. 地域防犯に関する活動 ・いきぼうはん ・いきぼうはん ・地域防犯パトロール、児童等の見守り活動など)
- 7 地域防災に関する活動 (自主防災訓練など)
- 8. 地域住民等の親睦を図る活動 にお祭り、もちつき大会等各種イベントなど)
- 9. その他 く 具体的に:

問10. あなたがこれまで「<u>運営者の一員として参加</u>したことがある市民 活動」はどれですか。あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてくだ さい。

- 1. 学校、地域の子育で支援に関する活動 (PTA活動、子ども会、子育でサークル活動など)
- 2. 生 渡 学 習 に 関する活動 かっとう (土曜 学 習、 各種趣味・サークル活動など)
- 3. 福祉、健康、医療に関する活動 (こども食堂、地域ふれ愛福祉サロンなど)
- 4. 文化、芸術、スポーツに関する活動 (スポーツクラブ 21、各種文化・スポーツ啓発活動など)
- 5 環境保全、美化に関する活動 (地域清掃活動など)
- 6. 地域防犯に関する活動 (地域防犯パトロール、児童等の見守り活動など)
- 7. 地域防災に関する活動 (自主防災訓練など)
- 8. 地域住民等の親睦を図る活動 たいかとうかくしゅ (お祭り、もちつき大会等各種イベントなど)
- 9. その他 (具体的に:

問11. 今後、「市民活動に<u>運営者の一員として参加</u>したい」と思います か。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1. 積極的に参加したい
- 2. 機会があれば参加したい
- 3. 参加したいが 難 しい
- 4 参加したいと思わない

1~2を選択された芳は、 簡13 にお蓮みください。

 $3 \sim 4$ を選択された芳は、 間12 にお進みください。

問12. 問11 で「3. 参加したいが難しい」、「4. 参加したいと思わない」を選択された方にお聞きします。その理由について、あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- 1. 仕事、家事、育児、介護等で忙しく、時間がないから
- 2. 体力や健康に自信がないから
- 3. どのような活動があるか分からないから
- 4 地域に知り合いがいないからまたは誘われないから
- 5. 責任が重くて大変そうだから
- 6 人間関係が負担に感じるから
- 7 参加の方法が分からないから
- 8 関心や興味が持てないから
- 9. その他 く 具体的に:

- 「市民活動」の推進 ② -



伊丹市には、市民活動を支援する施設として「伊丹市立市民まちづくりプラザ (以下、市民まちづくりプラザ)」があります。



1階に市党まちづくりプラザが 入るスワンホール

古民まちづくりプラザでディっている内容は、以下のようなものがあります。



- ・市民活動に関する各種相談対応
- ・市民活動に役立つ講座

(パソコン講座、チラシ作成講座、SNS等活用講座など)

・市民活動に役立つ情報提供

(助成金・補助金情報、各種市民活動事例など)

- ・市民活動団体間のコーディネート(交流会など)
- ・その他まちづくり全般に関する情報提供

間13. 市民活動を支援するために市民まちづくりプラザで、今後どのサービスがより充実すれば良いと思いますか。 あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- 1 市民活動に関する各種相談対応
- 2. 市食活動に役立つ講座 (パソコン講座、SNS等活用講座など)
- 3. 市民活動に役立つ講座 (チラシ、ホームページ作成講座など)
- 4. 市民活動に役立つ情報ではまた。 じませんだりは、 (助成金・補助金情報、各種市民活動事例など)
- 5 市民活動団体間のコーディネート(交流会など)
- 6 その他まちづくり全般に関する情報提供
- 7. その他 (具体的に:

- 「協働」の推進



「まちづくり基本ない例」において重要なことの2つ目に、この**「協働」**があります。

協働とは、市民(※)と市がお室いに信頼し合い、それぞれの役割と責任を労迫しながら、伊丹市を良く するための活動をすることをいいます。

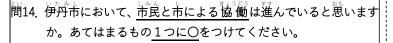


※…ここでの市党は、協働の学体(類い手)として、「市党活動団体」、 「非営利の法人」、「事業者」のことを指します。



で作うされては、これまで市民との協働により、多くの が変異を解決してきました。一部ではありますが、 以下のとおり、協働の事例を紹介します。

- ・市民活動団体と市による、食品ロス削減の取組
- ・NPO法人と市による、消費生活サポーターの養成講座
- ・地域住民と市民活動団体、市による清掃及び啓発活動
- ・二十歳の祝典(成人式)など市民と市で企画・運営する事業
- ・事業者と市による父と子のための遊び場づくり



- 1 とても進んでいると思う
- 2 進んでいると思う
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり進んでいるとは思わない
- 5 進んでいるとは思わない

問15. あなたが、<u>市民と市が協働のまちづくりを進めるため</u>に大切だと思うことはどれですか。あてはまるもの<u>すべてに○</u>をつけてください。

- 1. 目的を共有し、お互いの役割を明らかにすること
- 2. 相手の特長や立場を理解すること
- 3. 従来の方法に固執せず、より良く変わる姿勢をもつこと
- 4 対等な関係を築き、建設的な意見交換を活発に行うこと
- 6. 情報を共有すること
- 7. 協働が適切に実施されているか検証すること
- 8. その他 く^{くたいてき} く 具体的に:

- 「熟議」の推進



「まちづくり基本条例」において、重要なことの 3つ $\frac{1}{9}$ に、 $\frac{1}{1}$ があります。

熟議とは、異なる立場や、考え方をお宣い理解し合い ながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ね ることをいいます。



問16. これまで、あなたが話し合いを進める中で、熟議することを意 識できていましたか。あてはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてくださ い。

- 1. しっかりと意識できていた
- 2. 意識できていた
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり意識できていなかった
- 5. 意識できていなかった



マカル	
- その他	

問17.	「まちづくり基本条例」に、伊介市の自治の基本的なルールとして、加えた方がいいと思われる内容がありましたら、ご記入ください。
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

問18.	「まちづくり基本条例」について、	何かご意見がありましたら、
	ご記入ください。	

問19.	今後、「まちづくり基本条例」に関する情報をお送りしてもよ
	ろしいですか。 <u>あてはまるものに〇</u> をつけてください。
	「1.はい」を選択された方につきましては、情報をお送りす
	るため、差し支えない範囲でご住所、お名前、電話番号、メー
	ルアドレスを併せてご記入ください。

1	1. ±	
- 1	6.1	١.١

2. いいえ

・ご径所		ご住所
------	--	-----

・お名前

・電話番号

・メールアドレス

- ご回答者様について -

間20. あなたのご年齢について、あてはまるもの<u>1つに○</u>をつけてください。

1. 18~19歳

2. 20~29歳

3. 30~39歳

4. 40~49歳

5.50~59歳

6. 60~69歳

7. 70~79歳

8. 80歳以上

アンケートは以上です。
ご協"方 ありがとうございました。
アンケートはこのまま同封の途信用封筒(切手は
不要です)に入れて、ご返送ください。
アンケートは P.1~P.6 の合計6ページ券ございますので、
對人される際、漏れがないよう、ご注意
ください。



○伊丹市まちづくり基本条例(平成 15 年 3 月 27 日条例第 1 号)

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代,地方主権 時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するととも に,すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし,いきいき と活動でき,生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造して いかなければなりません。

その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは、自らがまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民 も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を 重ね、合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが 重要です。

この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と 責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

- 2 市民と市は, 対等なパートナーとして, まちづくりに取り組むものとする。
- 3 市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない。
- 4 市民と市,市民相互は、参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、熟議(異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。)を基本とする。

(市民の権利)

第3条 市民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。 (市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに、市と協働するよう努めなければならない。

- 2 市民は、お互いを尊重し、支え合いながら、熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民は、それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって、お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(議会の役割及び責務)

第5条 議会は,第2条の基本理念にのっとり,市民を代表する 意思決定機関として,公正性及び透明性を確保しつつ,その権限 を行使しなければならない。

- 2 議会は、市民の意見が市政に適切に反映されているかどうか及び行政が適正に執行されているかどうかについて監視し、評価しなければならない。
- 3 議会は、市政を調査し、その結果を踏まえて条例を制定するなど、政策形成機能の強化を図らなければならない。
- 4 議会は、議会運営に関して積極的に市民に情報を公開するとともに、意思決定の過程を明らかにし、市民への説明責任を果たすなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の役割及び責務)

第6条 議員は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために行動しなければならない。

2 議員は、自らの責任を認識し、高い倫理観を保持し、研さんに努め、行政監視及び政策立案のための能力の向上に努めなければならない。

(市長の役割及び責務)

第7条 市長は,第2条の基本理念にのっとり,市民の市政への 参画の機会を確保し,市民と協働して,まちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 市長は、市民の代表者としてその負託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民全体のために市政を運営しなければならない。
- 3 市長は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。
- 4 市長は、市民にとって分かりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

(市の職員の役割及び責務)

第8条 市の職員は、公共サービスの提供に従事する者として、 第2条の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しな ければならない。

- 2 市の職員は、効率的に職務に取り組まなければならない。
- 3 市の職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民に分かりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。
- 3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。
- 4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(コミュニティ)

第10条 市民は、まちづくりの土台であるコミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。

2 市民は、安心して心豊かに暮らすことができるよう、自主的にコミュニティ活動に取り組むよう努めるものとする。

(地域自治組織)

第10条の2 市民は、市民による主体的なまちづくりの推進 を図るため、概ね小学校の通学区域を単位として、当該区域内 の住民をはじめとする多様な主体で構成される地域自治組織を 設立することができる。

2 市は、地域自治組織の設立及び運営について、必要な支援

を行うものとする。

- 3 市長は、地域自治組織を、一地域につき一団体に限り、認 定することができる。
- 4 前項の認定を受けた地域自治組織は、構成員の参画を保障 するとともに、民主的で透明性のある運営を行うものとする。
- 5 地域自治組織に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(対話の場の設置)

第11条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求め る必要があると認めるときは、市民相互又は市民と市による対 話の場を設置することができる。

- 2 市民及び市は、前項による対話を行うときは、異なる立場 や考え方を互いに理解し合うよう努めるものとする。
- 3 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくり の課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合にお いて、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な 技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第12条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案 を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え 方を公表するものとする。

(総合計画の策定)

第12条の2 市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの 目標を定めるとともに、それらを実現するための方法や手段を 総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるもの とする。

- 2 総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、 その実現に向けた分野別の取組を定める基本計画及び具体的な 事業を定める実施計画により構成する。
- 3 市長は、総合計画のうち、基本構想及び基本計画を定めよ うとするときは、議会の議決を得るものとする。
- 4 総合計画は、市民の参画により定めるものとする。 (行政評価の実施)

第13条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに 市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は 実施しようとする施策及び事務事業の評価を行うものとする。

- 2 市は、前項の評価の結果について、市民に分かりやすく公 表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けるよう努める
- 3 市は、第1項の評価の結果を、施策及び事務事業の見直し に活用するものとする。

(審議会等の委員)

第14条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の 委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならな

- 2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、 当該市民委員については公募により選任するよう努めるものと する。
- 3 市長その他の執行機関は、市民が審議会等へ積極的に参画 できるよう配慮しなければならない。

(学習の機会の提供その他の支援)

第 15 条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために 必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を 促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものと する。

(市民投票の実施)

第16条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認 めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票 資格者,投票の期日,投票の方法,投票結果の公表その他必要 な手続については、その都度条例で定める。

(国,他の地方公共団体及び関係機関との連携)

第17条 市は、共通する課題又は広域的課題を解決するた め、国、他の地方公共団体及び関係機関と対等な立場で連携 し、協力するよう努めるものとする。

(伊丹市参画協働推進委員会)

第18条 市に、伊丹市参画協働推進委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議 するとともに, 市長に対し意見を述べることができる。
- (1) 市民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況及び成 果に関すること。
- (2) この条例の見直しその他市民の参画と協働によるまちづ くりに関する重要事項
- 3 委員会は,委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると きは、臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した ときは、解任されるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し 必要な事項は、規則で定める。

(この条例の位置付け)

第19条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、 他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める 事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。 (見直し)
- 2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参 画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、そ の結果に基づいて、見直しを行うものとする。

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成30年3月28日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。